

新岡山学校給食センター(仮称)  
整備運営事業

実施方針

令和4年7月 12 日

岡山市

## 目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名	1
(2) 公共施設の管理者	1
2 事業の目的	1
3 事業方式	1
4 事業の内容	1
5 事業範囲	1
(1) 設計業務	1
(2) 工事監理業務	2
(3) 建設業務	2
(4) 各種備品等調達業務	2
(5) 開業準備及び引渡し業務	2
(6) 維持管理業務	2
(7) 運營業務	2
6 事業者の収入	3
7 事業のスケジュール（予定）	3
8 法令等の遵守	3
9 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
(1) 選定方法	4
(2) 選定手順	4
(3) 選定結果の公表	4
(4) 提案の上限価格の公表	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者の募集及び選定手順	5
(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	5
(2) 応募手続き等	6
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(1) 入札参加者の構成等	8
(2) 入札参加者の参加資格要件	8
4 構成企業の制限	12
5 参加資格の確認及び失格要件	13
6 審査の手順及び審査	15
(1) 参加資格審査	15
(2) 入札書類審査	15
(3) 審査事項	15
(4) 審査結果	15
7 S P Cとの契約手続き	15
(1) 契約手続き	15

(2) S P C 設立等の要件 .....	15
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	16
1 責任分担に関する基本的な考え方 .....	16
2 予想されるリスクと責任分担 .....	16
3 事業の実施状況の監視 .....	16
4 事業終了後の措置 .....	16
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	17
1 立地条件 .....	17
2 施設要件 .....	17
3 提供食数 .....	18
4 献立方式 .....	18
5 施設稼働日数 .....	18
第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 .....	19
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	20
1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合 .....	20
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	20
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....	20
4 その他 .....	20
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	21
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	22
1 市議会の議決 .....	22
2 入札に伴う費用負担 .....	22
3 実施方針に関する問合せ先 .....	22

別添資料 1 : 位置図及び事業用地概要図

別添資料 2 : 配送校一覧

別添資料 3 : 事業スキーム図

別添資料 4 : 審査委員会及び学識経験者の構成

別添資料 5 : リスク分担表 (案)

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

岡山市長 大森 雅夫

### 2 事業の目的

岡山市（以下「市」という。）では、既存の給食施設の老朽化等の諸課題に対応するため、新岡山学校給食センター（仮称）（以下「本施設」という。）を整備することとしている。

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）は、本施設の整備・運営について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、安全でおいしい学校給食をより安定的、効率的に提供することを目的とする。

### 3 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

### 4 事業の内容

本事業の施設概要は、次のとおりとする。

事業用地	岡山市中区海吉 1570 番地 1 他
敷地面積	約 8,000 m <sup>2</sup>
提供食数	一日当たり最大 7,500 食
対象校	中学校 12 校

### 5 事業範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

ア 事前調査業務

イ 建築本体（建築本体、建築付帯設備等）に係る設計業務

ウ 建築設備・調理設備に係る設計業務

エ 交付金申請等支援業務

- (2) 工事監理業務
  
  - (3) 建設業務
    - ア 建設工事業務
    - イ 調理設備調達・搬入設置業務
  - (4) 各種備品等調達業務
    - ア コンテナ・食器食缶等調達業務
    - イ 施設備品等調達業務
  - (5) 開業準備及び引渡し業務
  - (6) 維持管理業務
    - ア 建築物維持管理業務
    - イ 建築設備維持管理業務
    - ウ 附帯施設維持管理業務
    - エ 調理設備維持管理業務
    - オ コンテナ・食器食缶等維持管理業務
    - カ 施設備品等維持管理業務
    - キ 清掃業務
    - ク 警備業務
  - (7) 運營業務
    - ア 食材検収補助・保管業務
    - イ 給食調理業務
    - ウ 洗浄業務
    - エ 配送及び回収業務
    - オ 配膳業務
    - カ 廃棄物等保管・処理業務
    - キ 献立作成支援業務
    - ク 食育支援業務
    - ケ 広報支援業務
    - コ その他運營業務に関する特記事項
- ※ア～カの各業務に付随する日常の衛生管理を含む

(参考) 市が実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 開業準備業務
  - ア 提出書類・進捗状況等の確認等
  - イ 配膳室整備業務
- (2) 維持管理業務
  - ア 配膳室建築物・設備維持管理業務
- (3) 運營業務

- ア 献立作成・栄養管理業務
- イ 食材調達業務
- ウ 食材検収業務
- エ 調理指示業務
- オ 検食業務
- カ 食数調整業務
- キ 食育業務
- ク 広報業務（見学者対応含む。）
- ケ 給食費徴収業務

## 6 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。

- (1) 市は、事業者が実施する施設の設計、建設に対して、所有権移転後に対価を支払う。
- (2) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- (3) 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書等で提示する。

## 7 事業のスケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

落札者決定及び公表	令和5年6月
仮契約締結・契約議案の議会への提出	令和5年7月
事業契約の締結	令和5年9月
施設の設計・建設	令和5年9月～令和7年6月
開業準備期間	令和7年7月～令和7年8月
施設の維持管理・運営	令和7年9月1日～令和22年8月31日
本事業の終了	令和22年8月31日

## 8 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、選定事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

## 9 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（PFI法第2条第2項）。

### (1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等の水準の向上が期待できること。

### (2) 選定手順

具体的には、次の手順により客観的評価を行う。

ア 市の財政負担見込額による定量的評価

イ PFI事業として実施することの定性的評価

ウ 事業者に移転するリスクの評価

エ 上記による総合的評価

### (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、選定結果は、市のホームページ等により公表する。

### (4) 提案の上限価格の公表

提案の上限価格については、入札説明書で公表する予定である。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的かつ効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。なお、本事業はWTO政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2 事業者の募集及び選定手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。  
ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて、スケジュールを変更する可能性がある。

日程	内容
令和4年7月4日	実施方針の策定の見通しの公表
令和4年7月12日	実施方針の公表
令和4年7月26日	実施方針に関する質問・意見の受付／締切
令和4年8月12日まで	実施方針に関する質問・意見の回答
令和4年9月中旬	要求水準書（案）の公表
令和4年9月下旬	要求水準書（案）に関する質問・意見の受付／締切
令和4年10月中旬	要求水準書（案）に関する質問・意見の回答
令和4年11月下旬	特定事業の選定・公表
令和4年12月	入札公告及び入札説明書等の交付
令和4年12月	現地説明会及び配送校現地見学会（予定）
令和5年1月	入札説明書等に関する第1回質問の受付／締切
令和5年2月	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
令和5年2月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付／締切
令和5年2月	参加資格審査結果の通知
令和5年3月	入札説明書等に関する第2回質問の受付／締切
令和5年3月	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
令和5年4月	提案書類の受付及び入札
令和5年5月	入札参加者に対するヒアリング
令和5年6月	落札者決定及び公表
令和5年7月	仮契約締結・契約議案の市議会への提出
令和5年9月	事業契約の締結



## (2) 応募手続き等

### ア 実施方針に関する質問・意見の受付及び回答公表

実施方針に関する質問・意見の受付は、次の手順により行う。

#### (7) 質問・意見の方法

質問・意見は、「実施方針に関する質問書」(様式第1号)及び「実施方針に関する意見書」(様式第2号)に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、「質問書」又は「意見書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

#### (1) 受付期間

令和4年7月26日(火) 午後5時まで

#### (ウ) 送付先

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

E-Mail : hokentaiikuka@city.okayama.lg.jp

#### (エ) 実施方針に関する質問・意見への回答公表

質問・意見及び質問・意見に対する回答は、市のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和4年8月12日(金) 午後5時まで

### イ 要求水準書(案)の公表

本事業に係る要求水準書(案)を令和4年9月中旬(予定)に市のホームページに公表する。

### ウ 要求水準書(案)に関する質問・意見の受付

要求水準書(案)の内容等に関する質問・意見を受け付ける。なお、質問・意見の受付手順及び期間については要求水準書(案)公表時に示す。

### エ 要求水準書(案)に関する質問・意見の回答

要求水準書(案)の内容等に関する質問・意見に対する回答は、市のホームページに公表する。

### オ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

### カ 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、事業契約書(案)及び落札者決定基準(以下「入札説明書等」という。)を交付する。入札公告以降の予定は、随時、市のホームページで公表する。

キ 現地説明会及び配送校現地見学会（予定）

現地説明会及び配送校現地見学会を開催する予定である。なお、開催時期及び参加方法を入札公告時に公表する。

ク 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を受け付ける。

ケ 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書を、市のホームページで公表する。

コ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

サ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

シ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は説明要求に対する回答を行う。

ス 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を受け付ける。

セ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、市のホームページで公表する。

ソ 提案書の受付及び入札

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

タ 落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業総合評価一般競争入札参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て落札者を決定する。落札者は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を岡山市内に設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の厨房設備等を設計・製作・設置する企業（以下「厨房設備企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定めること。また、その他の業務を実施する企業（以下「その他企業」という。）として、必要に応じて構成企業に含むことも可能とする。
- イ 入札参加者の構成企業は、次の定義により分類される。
  - 代表企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業のうち、構成企業を代表し入札手続きを行う者
  - 構 成 員：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業
  - 協力企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cには出資しない企業
- ウ 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合、市と協議すること。
- エ 入札参加者の構成企業（参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業を含む。）は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- オ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてS P Cを岡山市内に設立するものとし、構成員はS P Cに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、S P Cの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、すべての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- カ 構成企業は、S P Cから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができる。使用する場合は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

#### (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。（資本面において関連のある企業とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている企業をいい、人事面において関連がある企業とは、当

該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。) なお、受託実績については、元請として履行した実績に限ることとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能であること。
- エ 構成企業の個別参加資格要件は、次のとおりとする。
  - a 設計企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の設計企業で実施する場合は、(a) 及び (b) の要件はすべての企業でいずれも満たし、(c) 及び (d) の要件は1者以上が満たしていること。

    - (a) 入札公告に定める開札日において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号。以下「審査等に関する事項について」という。）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
    - (b) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
    - (c) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、1 棟で延べ面積 1,800 m<sup>2</sup>以上（ただし、増築の場合は、既存部分の面積を含まないものとする。）の学校給食施設の設計業務（実施設計に限る。）を元請で契約し、完了した実績を有すること。
    - (d) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、H A C C P 認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。）又は平成 21 年 4 月 1 日以降に、学校給食衛生管理基準（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示第 64 号）に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設の設計業務（実施設計に限る。）を元請で契約し、完了した実績を有すること。
  - b 工事監理企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の工事監理企業で実施する場合は、(a) 及び (b) の要件はすべての企業でいずれも満たしていること。

    - (a) 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
    - (b) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
  - c 建設企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の建設企業で実施する場合は、(a)、(b) 及び (c) の要件はすべての企業で

いずれも満たし、(d) の要件は 1 者以上が満たしていること。

- (a) 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- (b) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (c) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の結果について、建築一式工事に係る直近の総合評定値（参加表明書の提出期限日において、有効なもの。）が、1,000 点以上の者であること。
- (d) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、1 棟で下記①から③をすべて満たす建築物の工事を元請で契約し、完成・引渡ししが完了した実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が 2 社の場合は出資比率が 30% 以上、3 社の場合は 20% 以上のものに限り、実績として認める。）
  - ① 新築又は増築
  - ② 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
  - ③ 1 棟あたりの延べ面積が 1,800 m<sup>2</sup>以上（ただし、増築の場合は既存部分の面積を含まないものとする。）

d 厨房設備企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の厨房設備企業で実施する場合は、(a) の要件はすべての企業で満たし、(b) の要件は 1 者以上が満たしていること。

- (a) 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- (b) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、H A C C P 認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。）又は平成 21 年 4 月 1 日以降に、学校給食衛生管理基準（平成 21 年 3 月 31 日文科科学省告示第 64 号）に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設における調理設備一式の納入、設置業務（施設新設時に係るものに限る。）を元請で契約し、完了した実績を有すること。

e 維持管理企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の維持管理企業で実施する場合は、(a) の要件はすべての企業で満たし、(b) の要件は 1 者以上が満たしていること。

- (a) 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- (b) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注（P F I 事業における S P C による発注を含む。ただし、P F I 事業における業務実績は、3 年以上

業務を実施・完了したものに限り、)した、建築物の維持管理業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。

f 運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の運営企業で実施する場合は、(a) 及び (b) の要件はすべての企業でいずれも満たしていること。

(a) 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。

(b) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、H A C C P 認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。）又は平成 21 年 4 月 1 日以降に、学校給食衛生管理基準（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示第 64 号）に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設の調理業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。

g その他企業は、次の要件を満たしていること。

入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。

#### 4 構成企業の制限

入札参加者のすべての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) P F I 法第 9 条第 1 項各号に定める欠格事由に該当する者。
- (2) 入札公告に記載された開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中である者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に該当する者。
- (4) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (5) 市が本事業について、アドバイザリー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者。（資本面において関連のある者とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。）
  - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
  - ・日比谷パーク法律事務所
- (6) 審査委員会及び地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項に規定する本事業の学識経験者が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある又は重要な取引（共同研究を含む。）を継続している者。
- (7) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
  - a 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
  - b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
  - c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
  - d 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
  - e その者の親会社が a から d までのいずれかに該当する法人。
- (8) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第 2 条第 3 号に規定する役員等のうちに同条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当する者、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。

## 5 参加資格の確認及び失格要件

- (1) 参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。（ただし、有資格者名簿又は特定調達名簿登載に係る審査基準日は、入札公告に定める開札日とする。）参加表明確認基準日の翌日から提案書類受付日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、前記「3（1）/ウ」の規定により協議し、実績等を確認し、市が認めた場合に限り、入札参加資格の要件を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格の要件を有する構成企業を補充し、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加表明確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格の要件を欠いた日とする。
- (2) 提案書類受付日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、前記「3（1）/ウ」の規定により協議し、市が参加資格の確認、提案内容の継続性及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合に限り、入札参加資格の要件を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格の要件を有する構成企業を補充し、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加表明確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格の要件を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結に係る市議会の議決日までの間、落札者の構成企業が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、市は事業者と特定事業契約を締結しない。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
  - a 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
  - b 入札に当たって不正の行為があったとき。
  - c 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
  - d 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知を受けていないとき。
  - e 役員等（構成企業が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - f 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。



- g 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- h 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- i 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- j 暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。
- k 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が e から j までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- l e から j までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（k に該当する場合を除く。）に、岡山市長が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- m 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を岡山市長に届け出なかったとき。
- n 岡山市指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア若しくは第 2 号ア、第 8 項第 1 号又は第 9 項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
- o 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

## 6 審査の手順及び審査

### (1) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

なお、参加資格の確認基準日は、参加表明書提出期限日とする。

### (2) 入札書類審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を決定する。なお、評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示す。

### (3) 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

### (4) 審査結果

審査結果は、市のホームページで公表する。

## 7 S P Cとの契約手続き

### (1) 契約手続き

市は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定に従い、落札者は、特定事業仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、市は、S P Cと事業契約を締結する。また、当該S P Cを選定事業者とする。

### (2) S P C設立等の要件

ア 落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてS P Cを岡山市内に設立すること。

イ 代表企業のS P Cへの出資比率は、出資者中最大とすること。

ウ すべての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

### **第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 責任分担に関する基本的な考え方**

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### **2 予想されるリスクと責任分担**

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料5に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

#### **3 事業の実施状況の監視**

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法や内容等については、事業契約書（案）に定めることとする。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

#### **4 事業終了後の措置**

選定事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとする。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 建設予定地 | 岡山市中区海吉 1570 番地 1 他    |
| (2) 敷地面積  | 約 8,000 m <sup>2</sup> |
| (3) 用途地域  | 指定なし（市街化調整区域）          |
| (4) 容積率   | 200%                   |
| (5) 建ぺい率  | 60%                    |

### 2 施設要件

本施設に必要な機能は、次のものを想定している。なお、詳細は要求水準書（案）に示す。

区域区分		諸室等
給食エリア	汚染作業区域	<b>【荷受・検収・下処理エリア】</b> 荷受プラットフォーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、泥落とし・皮むき室、油庫、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、器具洗浄室、殺菌水機械室、廃材庫、備品庫、前室等  <b>【洗浄エリア】</b> 回収前室、洗浄室、前室、特別洗浄室、残渣処理室、残渣保管室等
	非汚染作業区域	<b>【調理エリア】</b> 上処理コーナー、煮炊調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、アレルギー対応調理室・配膳室、冷蔵庫、冷凍庫、器具洗浄室、前室等  <b>【配送・コンテナプールエリア】</b> コンテナ室、配送前室、前室等
	一般区域	調理員用更衣室、調理員用便所、洗濯室、乾燥室、運転手用控室、倉庫、調理員用休憩室等
一般エリア	共用部分	玄関ホール・風除室、会議室、食育実習室、食育実習室倉庫、外来者用便所、多目的便所、倉庫、物品庫、掲示スペース等
	市専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用便所、書庫、給湯室等
	事業者専用部分	事業者玄関・風除室、事業者用事務室等 ※事業者玄関は専用とする
	その他	機械室、消火ポンプ室等
附帯施設		ごみ庫、厨房除害施設、受水槽、雨水貯留槽、駐車場、屋根付き駐輪場、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門扉、囲障、植栽、街路灯、等

### 3 提供食数

本施設の提供食数は、一日当たり最大 7,500 食（うち、アレルギー対応食数 100 食（想定）を含む。）とする。

### 4 献立方式

献立方式は完全 2 献立とする。主食は、1 週間の内ご飯の日を 3 日、麺の日を 1 日、パンの日を 1 日とすることを予定している。なお、主食は、市が委託する業者により学校へ直送する。

アレルギー対応食については、専用の調理室で調理を行うものとし、除去食での提供を基本とする。

### 5 施設稼働日数

1 年で 200 日程度を予定している。

## 第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所の合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、措置並びに支援を受けることができるよう努める。



## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 市議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和5年9月定例会に付議する予定である。

### 2 入札に伴う費用負担

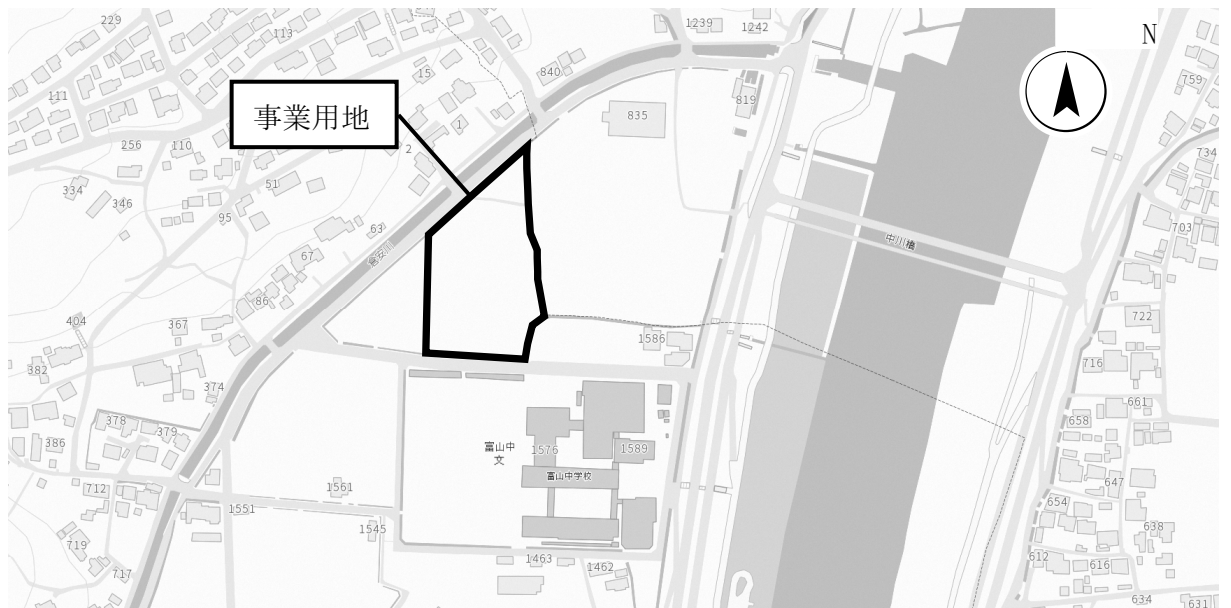
入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署 : 岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課  
住 所 : 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
電 話 : 086-803-1595  
E-Mail : hokentaiikuka@city.okayama.lg.jp

# 別添資料 1 : 位置図及び事業用地概要図



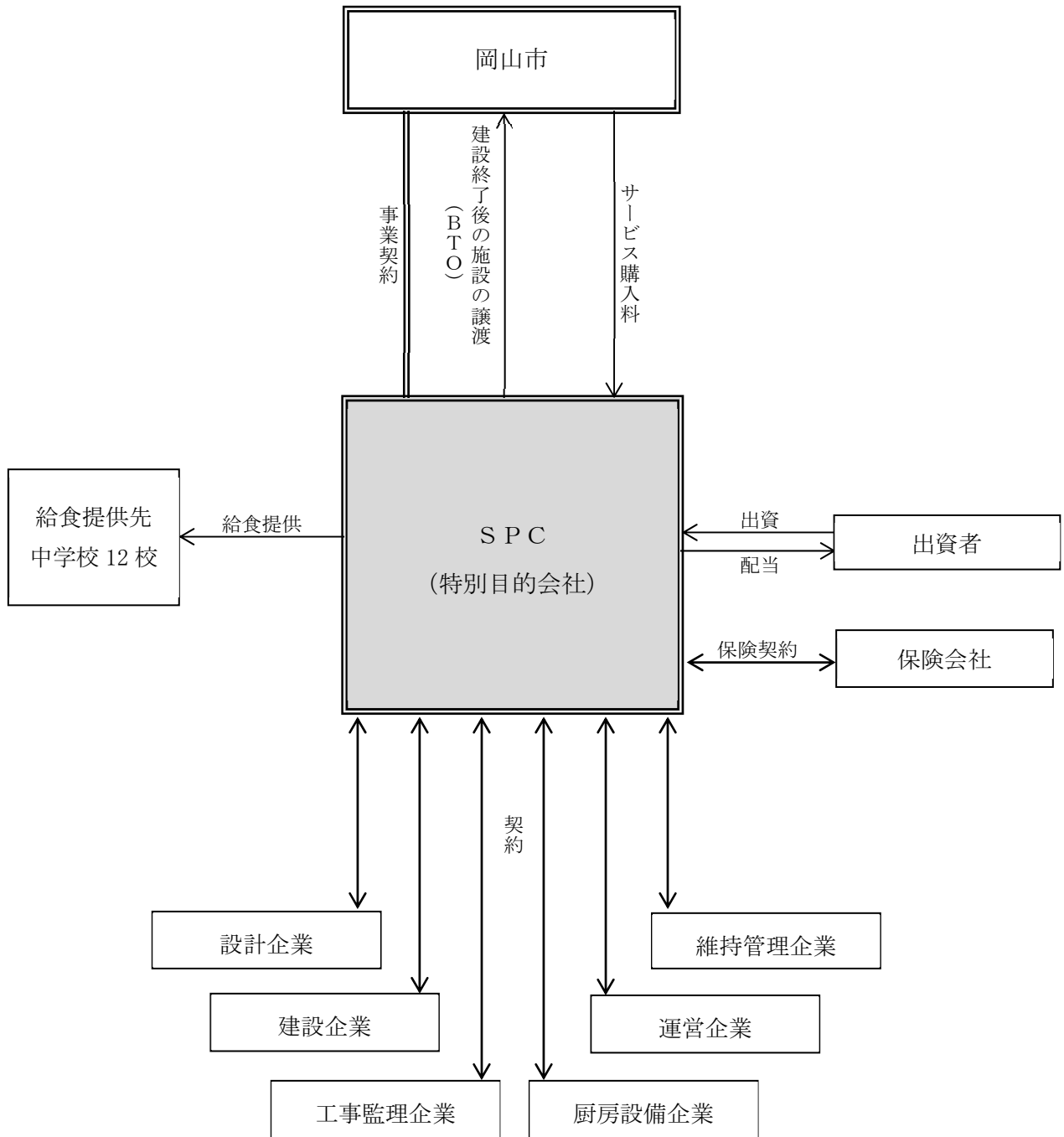
©NTT インフラネット

## 別添資料 2 : 配送校一覧表

NO.	学校名	所在地
1	岡山市立岡輝中学校	岡山市北区岡町 12 番 17 号
2	岡山市立東山中学校	岡山市中区御幸町 13 番 3 号
3	岡山市立操山中学校	岡山市中区国富三丁目 11 番 1 号
4	岡山市立竜操中学校	岡山市中区赤田 188 番地 1
5	岡山市立上南中学校	岡山市東区金田 722 番地
6	岡山市立高島中学校	岡山市中区賞田 190 番地 1
7	岡山市立富山中学校	岡山市中区海吉 1462 番地 5
8	岡山市立操南中学校	岡山市中区藤崎 130 番地 2
9	岡山市立旭東中学校	岡山市東区大多羅町 276 番地
10	岡山市立西大寺中学校	岡山市東区西大寺上一丁目 20 番 60 号
11	岡山市立福浜中学校	岡山市南区三浜町二丁目 3 番 26 号
12	岡山市立福南中学校	岡山市南区築港ひかり町 10 番 35 号

### 別添資料 3 : 事業スキーム図

BTO方式



## 別添資料 4 : 審査委員会及び学識経験者の構成

### ◆ 審査委員会

所属	氏名
教育長	菅野 和良
教育委員会事務局 教育次長	奥橋 健介
教育委員会事務局 教育次長	後河 正浩
教育委員会事務局 次長	疋田 洋一
教育委員会事務局 学校教育部 部長	谷岡 哲郎
政策局 次長	榎並 義忠
財政局 次長	脇本 篤
保健福祉局 保健福祉部 保健政策担当部長	岸川 和忠
都市整備局 住宅・建築部 部長	原田 聡

### ◆ 学識経験者

所属	氏名
環太平洋大学 副学長	阿部 宏史
ノートルダム清心女子大学名誉教授	上田 恭嗣
美作大学准教授	森本 恭子

## 別添資料 5 : リスク分担表 (案)

「○」主分担、「△」従分担

リスクの種類	整理 No	概要	負担者			
			市	事業者		
共通	1	応募書類等の誤り、応募手続の誤り	○			
	2	応募手続に係る費用の負担		○		
	3	契約締結の中止	○	○		
	4	市の政策変更による政策方針や事業計画の変更によるもの	○			
	5	6	5	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)	○	
			6	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)		○
	7	8	7	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
			8	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	9	10	9	市の事由による許認可の取得遅延	○	
			10	事業者による許認可の取得遅延		○
	11	12	11	本事業の実施自体に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
			12	上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	13	14	13	市の事由による事故によるもの	○	
			14	事業者の事由による事故によるもの		○
	15	15	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込可能な範囲を超えるもの	○	△	
	16	16	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○	
	17	18	17	市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
			18	上記以外の地質障害、地中障害物等	○	
	19	20	19	施設供用前の物価変動	○	△
			20	施設供用後の物価変動	○	△
	21	22	21	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
			22	事業者の事由による事業の中止・延期・遅延		○
	23	24	23	市の事由による情報流出・紛失等	○	
			24	上記以外の事由による情報流出・紛失等		○
	25	25	要求水準未達によるもの(施工不良を含む)		○	

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
設計・建設	測量・調査リスク	26	市が提示した測量・調査の不備	○	
		27	上記以外の測量・調査の不備		○
	設計遅延・調査・設計費等の増大	28	市の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		29	上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
	計画・設計・仕様変更リスク	30	市の事由により変更する場合	○	
		31	上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○
	工事遅延・工事費増大リスク	32	市の事由による工事遅延、工事費の増大	○	
		33	上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大		○
施設等損害リスク	34	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
維持管理・運営	供用開始の遅延リスク	35	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		36	上記以外による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理リスク	37	市が実施する業務に起因する什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		38	事業者が実施する業務に起因する什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	施設瑕疵リスク	39	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		40	事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	維持管理・運営費増大リスク	41	市の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		42	事業者が実施する業務に起因する維持管理費・運営費の増大		○
	光熱水費リスク	43	光熱水費の増大 (※4)	△	○
	施設等損傷リスク	44	市の事由による施設の損傷	○	
		45	上記以外の事由による施設の損傷		○
	支払遅延・不能リスク	46	市の事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	需要変動リスク	47	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		48	生徒数の変動によるもの (※5)	△	○
49		残菜の変動によるもの (※5)	△	○	
異物混入・食材異常リスク	50	検収時における調達食材の異常 (検収後に明らかになったものを含む)	○		
	51	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○		
	52	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○	
	53	調理、配送及び配膳業務における異物混入等		○	
	54	生徒への受け渡し後の異物混入等	○		

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	アレルギー対応 リスク	55	アレルギー疾患を有する生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		56	調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
		57	収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症（※6）	○	○
	食中毒リスク	58	市の検収作業に起因する場合	○	
		59	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○	
		60	検収後の保存方法に起因する場合		○
		61	調理、配送業務に起因する場合		○
	配送遅延リスク	62	市の責めによる配送の遅延等によるもの	○	
63		事業者の責めによる配送の遅延等によるもの		○	
移管	性能確保リスク	64	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続リスク	65	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続に伴うもの		○

※1 不正行為を除きそれぞれが発生した費用を負担する（市議会で承認されなかった場合も含む。）

※2 一定の金額又は割合まで民間事業者も負担する。

※3 一定の金額又は割合まで民間事業者も負担する。

※4 単価の変動によるものは市が負担し、使用量によるものは民間事業者が負担する。

※5 一定以上の食数変動が生じる場合は、サービス対価の見直しについて協議を行う。

※6 帰責事由による。



様式第1号 実施方針に関する質問書

年 月 日

岡山市長 宛

実施方針に関する質問書

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E-Mail	
提出質問数		

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容
1										
2										
...										
(例)	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

年 月 日

岡山市長 宛

実施方針に関する意見書

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E-Mail	
提出意見数		

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目	項目名	意見の内容
1										
2										
...										
(例)	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。